

議案第 89 号

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「である者」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第 6 条第 1 号中「規定する者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 17 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 47 条第 1 項中「規定する者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第62条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の資格要件に、病床を有する診療所を開設している者を加えること等のため、この条例を制定するものである。